

前略、先に緒方新スキーム改善特別委委員長宛に提出しました「2012.10.01付け上申書」は、文中のリンク先が機能していなかったことなどから、意味不明とのご批判をいただきました。それらのご批判並びに以後に知り得た事項などを踏まえて、上申書を改訂して差し替え提出させていただきます。よろしくご配慮のほど、お願い致します。

草々

『上申書』（2012.10.10改訂）

公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
新スキーム改善特別委員会 委員長 緒方瑞穂 様

2012.10.10 改善委・委員 森島信夫

一、いわゆる新スキーム三次データについて。

三次データは連合会が一元管理し、連合会会員の利活用に提供する。

提供する方法は、安全なネットワークによりオンライン閲覧提供するものである。

閲覧料はアンケート郵送費並びに閲覧システム維持管理費等の実費を限度とする。

二、いわゆる新スキーム四次データについて。

四次データ及び位置図、地形図等の閲覧等利活用について、連合会は関与しない。

ただし、士協会が四次データの利活用を図るに際しての指針作成や、助言等は行う。

《四次データ利活用指針骨子》

1. 四次データの特性に鑑みて、地価公示から地価調査、相続税標準地評価、固定資産税標準宅地評価に至る「公的土地評価における一元的利活用指針」を作成する。

2. 士協会が四次データの閲覧等事業をおこなうに際しては、三次データ利活用に関わる安全性担保、透明性確保の指針(上記第一項)を逸脱してはならない。

(注)1. 士協会が四次データの閲覧事業を行う場合には、現行のREA-NET(REA-JIREI)の活用も検討できるものである。(REA-NETは2008年以來、安定して運用されてきたセキュアなオンライン閲覧システムであり、閲覧料はオンライン徴収が可能である。)

(注)2. 尚、2012.10.01付上申書に述べる「[三、格差是正の具体策](#)」は、会員に認められる新スキームに関わる大きな意識格差(士協会の抱く不満)の是正に資する施策として上申するものである。

(注)3. 以上は、2013年度当初よりの実施を目途とする。

以上